



保医発0221第2号
平成25年2月21日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

D P C 対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延が認められた病院は、当該月の翌々月において、当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年1月22日に提出すべき、平成24年10月分から平成24年12月分のD P Cデータの提出に遅延が認められたため、平成25年3月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

病 院 名	適 用 期 間
東北厚生年金病院 宮城県仙台市宮城野区福室1丁目12番1号	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで
松波総合病院 岐阜県羽島郡笠松町田代185番地の1	
埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院 埼玉県熊谷市中西4丁目5番1号	
財団法人杏仁会江南病院 熊本県熊本市中央区渡鹿5丁目1番37号	
日本海員救済会門司病院 福岡県北九州市門司区清滝1丁目3番1号	
筑波メディカルセンター病院 茨城県つくば市天久保1丁目3番地の1	

病 院 名	適 用 期 間
社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会茨木病院 大阪府茨木市見付山2丁目1番45号	平成25年3月1日から 平成25年3月31日まで
南部病院 宮崎県宮崎市大字恒久891番地14	
医療法人社団永生会南多摩病院 東京都八王子市散田町三丁目10番1号	
医療法人社団井口会総合病院落合病院 岡山県真庭市落合垂水251番地	
伊勢崎市民病院 群馬県伊勢崎市連取本町12-1	
三重県厚生農業協同組合連合会松阪中央総合病院 三重県松阪市川井町字小望102	
社会医療法人北海道循環器病院 北海道札幌市中央区南27条西13丁目1番30号	
沼津市立病院 静岡県沼津市東椎路字春ノ木550番地	
医療法人社団平成醫塾苫小牧東病院 北海道苫小牧市明野新町5丁目1番30号	
医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院 神奈川県藤沢市辻堂神台1-5-1	
彦根市立病院 滋賀県彦根市八坂町1882番地	
医療法人回生会宝塚病院 兵庫県宝塚市野上2丁目1番2号	
社会福祉法人太陽会安房地域医療センター 千葉県館山市山本1155番地	
医療法人社団志朋会加納渡辺病院 岐阜県岐阜市加納城南通1丁目23番地	
高陽ニュータウン病院 広島県広島市安佐北区亀崎四丁目7-1	
三浦市立病院 神奈川県三浦市岬陽町4番33号	
医療法人弘善会矢木脳神経外科病院 大阪府大阪市東成区東今里2丁目12-13	
社会医療法人信愛会交野病院 大阪府交野市私部2丁目11番38号	